

## かすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載取扱要綱

令和7年かすみがうら市告示第121号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が管理運営するデジタルサイネージに掲載する広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、かすみがうら市広告掲載要綱(平成19年かすみがうら市訓令第44号。以下「掲載要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 掲載することができる広告の範囲は、掲載要綱第4条の規定を準用する。

(広告の掲載の方法)

第3条 広告の掲載の順序は、受付順とする。

2 広告の掲載期間は、1か月を単位とする。ただし、連続して掲載する場合は、毎年度3月末までとし、最大で12か月を超えることができない。

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料は、1か月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 市内に住所又は事務所若しくは事業所等を有する者 1枠15,000円

(2) 前号以外の者 1枠30,000円

(広告の掲載の資格)

第5条 広告を掲載することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税の滞納がないもの

(2) かすみがうら市暴力団排除条例(平成23年かすみがうら市条例第9号)第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団員等のいずれにも該当

しないもの

(広告の掲載の申込み及び決定等)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、掲載を希望する月の初日の30日前までに、かすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告データを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかに掲載要綱第5条に規定する広告審査委員会（以下「広告審査委員会」という。）に付議して掲載の可否を決定し、かすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

(広告の掲載料の納付)

第7条 広告の掲載の決定通知を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、市長の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに広告の掲載料を一括して納入しなければならない。

(広告の掲載内容等の変更)

第8条 広告掲載者は、広告の内容を変更しようとするときは、その変更しようとする日の20日前までにかすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載内容等変更申請書（様式第3号）に変更しようとする広告データを添えて、市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、軽微な変更の場合を除き、速やかに広告審査委員会に付議して変更の可否を決定し、当該広告掲載者に通知するものとする。

(広告の掲載期間の延長)

第9条 広告の掲載期間内に、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載期間の延長は行わないものとする。

(1) 広告を掲載できなかった日数が1日未満のとき。

(2) 広告の性質上、掲載期間を延長することが適当でないと市長が認める  
とき。

(広告の掲載料の還付)

第10条 既に納入されている広告の掲載料は、原則として還付しないものとする。ただし、広告掲載者の責めに帰することができない理由により広告の掲載ができなかったときは、既に納入されている額のうち掲載を取り消した翌月以降分の額を還付するものとする。

2 前項の規定により還付する広告の掲載料には利子を付さないものとする。

(広告の掲載者の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告掲載者が負うものとする。

(広告の掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消し、かすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載取消通知書(様式第4号)により広告掲載者へ通知するものとする。

(1) 広告掲載者が指定期日までに広告の掲載料を納入しなかったとき。

(2) 広告の掲載内容に虚偽があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載上支障があると認める  
とき。

(広告の掲載の取下げ)

第13条 広告掲載者は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告掲載者はかすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載取下げ申出書(様式第5号)により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、既に納入されている広告の掲載料は還付しない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年8月12日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

かすみがうら市長

郵便番号  
住 所  
団 体 名  
代表者名  
電話番号

かすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載申込書

かすみがうら市デジタルサイネージに次のとおり広告を掲載したいので、広告データを添えて申し込みます。

掲載希望期間	年 月から 年 月まで( か月)	
広告素材	静止画 ・ 動画 (いずれかを○で囲む)	
放映方式 ※	15秒×2回 ・ 30秒×1回 (いずれかを○で囲む)	
広告の概要		
連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
その他	(1) かすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載取扱要綱及びかすみがうら市広告掲載要綱の内容を遵守します。 (2) 市職員が私の市税の納付状況について調査を行うことに同意します。	

※ 放映方式とは、「行政情報」及び「企業広告」をあわせて1ローテーションとし、その間に15秒×2回または30秒×1回の広告放映を繰り返すものです。

様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

かすみがうら市長

かすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのありました広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します。
	<input type="checkbox"/> 掲載しないこととなりました。 【理由】
掲載期間	年 月から 年 月まで( か月)
放映方式	秒 × 回
広告掲載料	円( 円× か月)
その他	

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

かすみがうら市長

住 所  
団 体 名  
代表者名

かすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載内容等変更申請書

かすみがうら市デジタルサイネージ広告の掲載内容等を変更したいので、変更後の広告データを添えて、次のとおり申請します。

変更日	年 月 日分から変更
変更内容の概要	
変更理由	

様式第 4 号(第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

かすみがうら市長

かすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載取消通知書

かすみがうら市デジタルサイネージ広告の掲載について、次のとおり取り消したので通知します。

取消区分	<input type="checkbox"/> 掲載料が未納 <input type="checkbox"/> 広告内容が虚偽 <input type="checkbox"/> その他（下記の理由） 【理由】
取消年月日	年 月 日
掲載料	<input type="checkbox"/> 還付なし <input type="checkbox"/> 還付あり 円

様式第5号(第13条関係)

年 月 日

かすみがうら市長

住 所  
団 体 名  
代表者名

かすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載取下げ申出書

かすみがうら市デジタルサイネージ広告の掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出ます。

取下げ年月日	年 月 日
理由	